

広域運調第20号
平成30年10月25日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する
検証委員会中間報告に係る経済産業大臣への意見について

当機関は、今般取りまとめられた平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会中間報告（以下「中間報告」という。）につき、下記のとおり意見します。

記

1. 北海道エリアにおける当面（今冬）の需給対策

北海道エリアにおける当面（今冬）の需給対策については、中間報告等を踏まえ、需給検証の方法について必要に応じ見直しを行った上で、当機関による需給見通しの妥当性を確認し、11月上旬にも検討するとの方針が国の審議会において示されております。

中間報告では、北海道エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）を極力回避するための当面（今冬）の早期対策として、負荷遮断量を35万kW（需要309万kW時）追加すること、大規模揚水発電機（京極発電所1、2号機）が運転できる状態であることを前提に苫東厚真発電所1、2、4号機の3台を運転することとすることなどが提言されました。

当機関としては、中間報告や当機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において中間報告を踏まえ行われる需給検証を踏まえ、国において、今冬の需給対策が検討の上、決定されることを求めます。

また、当機関は、中間報告を踏まえ、当面（今冬）、苫東厚真発電

所などの火力発電所や京極発電所など大規模揚水発電所の運転状況を含め、北海道エリアにおける需給監視を強化するとともに、必要に応じ北本連系線のマージン拡大（逆方向・北海道向きのマージンは最大60万kW）等を行ってまいります。

2. 北本連系線の更なる増強及び広域連系系統の増強費用負担の在り方の具体的検討

現在、2019年3月を目途に北本連系線の30万kW増強（新北本連系線の整備）、2020年度を目途に東京中部間連系設備の90万kW増強がそれぞれ進められております。また、本機関が策定した広域系統整備計画に基づき、2027年度末を目途に東京中部間連系設備の90万kW増強、2027年11月を目途に東北東京間連系線の455万kW増強がそれぞれ進められております。

中間報告では、北海道エリアにおける大規模停電（ブラックアウト）の再発防止のため、新北本連系線整備後の北本連系線の更なる増強の是非及び費用負担の在り方に関する国における早期検討の必要性、新北本連系線整備後の北本連系線の更なる増強の是非の広域機関における具体的検討の早期実施の必要性が提示されました。

他方、現在、国の審議会において、2030年以降を見据えた次世代電力ネットワークシステムの設計について、主力電源化を進める再生可能エネルギーの大量導入を促すための系統整備やその費用負担の在り方も含めた議論がなされております。

当機関は、こうした国の審議会における議論や中間報告を踏まえ、北本連系線の更なる増強の是非の具体的検討の早期開始に備えた準備を進めてまいります。

当機関としては、国において、主力電源化を進める再生可能エネルギーの大量導入を促すための系統整備やその費用負担の在り方の検討と合わせ、北本連系線の更なる増強が必要となった場合の費用負担の在り方について、早期に検討が行われることを求めます。

3. 稀頻度リスク対応等の供給力確保の在り方等の検討

当機関としては、電力の安定供給の観点から重要である供給力や調整力について、将来的に必要となる量等について従来から検討しておりますが、今回の事象も踏まえ、さらに供給力確保の在り方等を検討する必要があると考えており、国においては、早期に適切に対応されることを求めます。具体的には、以下のとおりです。

(1) 調整力公募における調整力の必要量の見直し

現行電気事業法において、アンシラリーサービスの実施に必要な調整力の公募は「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」(2016年10月17日、経済産業省制定。以下「指針」という。)に基づき、一般送配電事業者により行われております。

当機関は、今回の事象も踏まえ、当機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、供給信頼度基準の考え方等について引き続き検討を行って行く中で、調整力公募における調整力(稀頻度対応調整力を含む。)の必要量の見直しを検討してまいります。

当機関としては、国において、当機関の検討結果が適切に取り扱われることを求めます。

(2) 容量市場の早期導入等の検討

小売全面自由化以降、卸電力市場の取引拡大や、FIT制度等に伴う再生可能エネルギーの導入拡大によって、電源投資の予見性が低下し、中長期的に、国全体で必要となる供給力・調整力を確保するための設備の新設や維持が困難になっていく懸念が想定されております。

当機関は、こうした懸念に対応するため、①あらかじめ市場管理者(当機関)が需要のピーク時に電気を確実に供給できる供給力(kW)を確保し、②実需給時の能力に応じて、発電事業者に一定の費用を支払うことで投資回収の予見性を高め、適切な発電投資を促す仕組みとしての容量市場について、これまで国の審議会と連携しつつ、当機関の容量市場の在り方等に関する検討会において、詳細設計を行ってきております。

当機関は、今回の事象も踏まえ、国において、容量市場の早期導入と、大規模災害等のリスク対応の供給力を含め容量市場で取引する供給力の範囲について検討が行われることを求めるとともに、当機関の関係する委員会又は検討会において、国と密接に連携し、詳細検討を行ってまいります。

当機関としては、国において、当機関の検討結果が適切に取り扱われることを求めます。